

特定生産緑地(寝屋川市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積(ha)			申出基準日	備考	図面 番号
		生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地				
			既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域			
池田北町1	池田北町地内	0.08	0.00	0.08	令和7年12月22日		1
宝町2	宝町地内	0.09	0.00	0.09	令和6年12月9日		2
打上元町7	打上元町地内	0.22	0.00	0.17	令和7年12月22日		3

「区域は指定図表示のとおり」